

運用指針について発注者協議会としての取り組み方針(H27～29)

1. 運用指針の位置付け

- 品確法に規定される基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえ、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための発注者共通の指針。
- 発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの。
- また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切な実施について定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ公表する。

2. 必ず実施すべき事項と実施に努める事項

○必ず実施すべき事項

- 予定価格の適正な設定
- 歩切りの根絶
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- 適切な設計変更
- 発注者間の連携体制の構築

○実施に努める事項

- 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
- 発注や施工時期の平準化
- 見積の活用
- 受注者との情報共有、協議の迅速化
- 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

3. 取り組み方針

目標を設定し公表することにより、確実な運用に寄与

目標設定の方針

- | | | |
|----------------------|--------------------------|--------------------|
| ① 取り組みやすい事項から実施 | ③ 運用指針における「必ず実施すべき事項」を優先 | ⑤ 毎年度、達成目標を設定 |
| ② 法令等に義務付けられている事項を優先 | ④ 3年を目途に達成目標を設定 | ⑥ 設定した目標と達成度を毎年度公表 |

4. 目標設定項目

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ① 最新積算基準、最新労務・材料単価を適用する。 | ⑥ 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の設定・適切な活用(事前公表しない。)を徹底する。 |
| ② 歩切りは行わない。 | ⑦ 予定価格については原則として事後公表とする。 |
| ③ 適切な工期を設定する。 | ⑧ 総合評価落札方式の適切な活用を図る。 |
| ④ 原則一般競争入札とする。 | ⑨ 適切に設計変更(施工条件・追加工事等)を行う。 |
| ⑤ 社会保険等に参加していない建設業者を公共工事の元請業者から排除する。 | ⑩ 元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。 |

※その他の項目(次の展開で拡大を図っていくもの)

- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| ・調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択 | ・発注施工時期等の平準化 |
| ・工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定 | ・入札不調・不落時の見積りの活用等 |
| ・受注者との情報共有、協議の迅速化 | ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 等 |

5. 取り組み目標

各発注機関毎に取り組み目標を設定・公表(平成27年9月及び毎年度末にホームページ及び記者発表資料において公表。)

平成26年度から平成28年度までの状況(実績)

目 標 項 目		状況と実績 (上段 : H26 中段 : H27 下段 : H28)			
		未実施	検討中	一部実施	実施
【工事発注準備段階】					
①最新積算基準、最新労務・材料単価を適用する。	H26	4			123
	H27	3			124
	H28	3			123
②歩切りは行わない。	H26	23	9		95
	H27	1			126
	H28	1			125
③適切な工期を設定する。	H26	20	1	13	93
	H27	1	11	9	106
	H28	1	5	9	111
【入札契約段階】					
④原則一般競争入札とする。	H26	46	1	14	66
	H27	19	21	13	74
	H28	10	27	11	78
※⑤社会保険等に参加していない建設業者を公共工事の元請業者から排除する。	H26	59	8		60
	H27	16	15	9	87
	H28	3	16	8	99
⑥低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の設定・適切な活用(事前公表しない。)を徹底する。	H26	15	8		104
	H27	5	1	7	114
	H28	4	2	7	113
⑦予定価格については原則として事後公表とする。	H26	60	23		44
	H27	25	29	25	48
	H28	17	30	24	55
⑧総合評価落札方式の適切な活用を図る。	H26	61	32		34
	H27	34	23	27	43
	H28	28	25	23	50
【工事施工段階】					
⑨適切に設計変更(施工条件・追加工事等)を行う。	H26				127
	H27				127
	H28				126
⑩元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。	H26		115	4	8
	H27	35	50	20	22
	H28	18	48	21	39

※平成28年度以降、1機関減少(全127機関→全126機関)
※⑤について平成29年8月24日訂正

平成29年度の目標設定

目 標 項 目	平成29年度の目標		
	検討	一部実施	実施
【工事発注準備段階】			
①最新積算基準、最新労務・材料単価を適用する。	126		
②歩切りは行わない。	126		
③適切な工期を設定する。	3	123	
【入札契約段階】			
④原則一般競争入札とする。	20	14	92
⑤社会保険等に参加していない建設業者を 公共工事の元請業者から排除する。	2	124	
⑥低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の 設定・適切な活用(事前公表しない。)を徹底する。	5	121	
⑦予定価格については原則として事後公表とする。	26	27	73
⑧総合評価落札方式の適切な活用を図る。	25	42	59
【工事施工段階】			
⑨適切に設計変更(施工条件・追加工事等)を行う。	126		
⑩元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。	13	9	104